

みどりのモデル地区について

区では、新宿区みどりの条例第 24 条に規定された、みどりのモデル地区の指定をみどりの基本計画に位置付け、みどりの保護と育成に関する施策を推進している。

一方、今年度の 3 月に改定予定のみどりの基本計画において、新たなみどりのモデル地区制度を設けることを盛り込むことから、指定区域や緑化施策の見直しを行いたいと考えている。

については、新たなみどりのモデル地区制度の内容検討を行う間、下記のとおり現行のモデル地区の指定及び緑化施策を継続する。

記

1 名称、区域及び緑化施策

- (1) みどりの推進モデル地区・・・笹笥地域
- (2) 屋上緑化等推進モデル地区・・・新宿駅周辺の商業地域
※指定地区の位置及び緑化施策は別添のとおり

2 指定期間

- (1) 現在の指定期間
平成 22 年 2 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで（約 8 年間）
- (2) 継続指定期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（1 年間）

3 継続理由

- (1) 笹笥地域では、みどりの推進モデル地区指定をきっかけに、地区協議会を中心とした地域ぐるみの緑化誘導活動が活発になっていることから、引続き他地域の範となる緑化誘導活動を支援していくため。
- (2) 新宿駅周辺の商業地域では、地上部に緑化余地が少ないことから、通常の緑化制度を拡充した緑化計画書制度及び屋上等緑化助成制度により、引続き建築物上緑化を誘導していくため。

4 事業継続の周知

- (1) 広報「しんじゅく」及びホームページでの周知
- (2) モデル地区の地元町会及び地区協議会への説明